

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則【産業経済局農林水産部総合農事センタ
ー】 3
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則【産業経済局農林水産部総合農事センター】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局学校支援部施設課】 5
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業
・サービス産業政策課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、北九州市立総合農事センターの冷暖房設備の利用料金等に係る規定の整備を行うことにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第54号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第23号）の施行期日は、平成30年4月1日とする

。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第55号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「条例」を「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）」に、「及び旧古河鉱業若松ビル」を「、旧古河鉱業若松ビル及び農事センター」に改め、「定める額」の次に「及び冷暖房設備の利用料金に係る市長が定める額」を加え、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2の農事センターの項を削る。

別表第3を削る。

別表第4中「第4条」を「第3条」に改め、同表に次のように加える。

農事 セン ター	冷暖 房設 備	展示ホ ール	全区画	30分又はその端数ごとに140円
			区画A	30分又はその端数ごとに110円
			区画B	30分又はその端数ごとに30円
		A研修室		30分又はその端数ごとに170円
		B研修室		30分又はその端数ごとに70円
		小会議室		30分又はその端数ごとに30円

別表第4を別表第3とする。

別表第5中「第5条」を「第4条」に改め、同表を別表第4とする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公告第787号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
青葉小学校プレハブ校舎借入れ 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月10日
- 4 落札者の名称及び住所
郡リース株式会社北九州出張所
北九州市小倉南区蒲生四丁目4番3号
- 5 落札金額
1億1,588万4,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日
平成29年9月20日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フォレオひびきの
北九州市若松区小敷ひびきの二丁目1番101号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和ハウス工業株式会社
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
代表取締役 大野直竹
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前
A棟北側及び東側 285台
B棟北側 237台
計 522台
 - (イ) 変更後
A棟北側及び東側 278台
B棟北側 182台
計 460台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前
A棟東側 106台
B棟東側 59台
計 165台
 - (イ) 変更後
A棟東側 20台

A棟北側 40台

A棟北側 40台

A棟北側 10台

B棟北側 40台

計 150台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前

A棟内南側 40平方メートル

A棟内南側 70平方メートル

B棟内南側 70平方メートル

B棟内南側 80平方メートル

計 260平方メートル

(イ) 変更後

A棟内南側 39平方メートル

B棟内南側 100平方メートル

計 139平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前

A棟内南側 10.20立方メートル

A棟内南側 19.52立方メートル

B棟内南側 24.64立方メートル

B棟内南側 12.39立方メートル

計 66.75立方メートル

(イ) 変更後

A棟内南側 19.94立方メートル

B棟内南側 32.71立方メートル

計 52.65立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時間

(ア) 変更前

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後12時

(イ) 変更後

株式会社グッデイ 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後10時

その他 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午後 11 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前

午前 6 時 30 分から翌日午前 0 時 30 分

(イ) 変更後

午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 変更前

出入口の数 3 箇所

位置 建物敷地東側及び南側

(イ) 変更後

出入口の数 3 箇所

位置 建物敷地東側及び南側

4 変更の年月日

平成 30 年 6 月 26 日

5 変更する理由

商環境の変化のため

6 届出年月日

平成 29 年 10 月 25 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 11 月 13 日から平成 30 年 3 月 13 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までの日を除く。）

の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 30 年 3 月 13 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見